

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置 (I)

土 肥 昭 夫

目 次 (一)

序 論

一 第一クレメンス研究の意義

二 前 提

第一章 第一クレメンスの教會制度の根底

一節 基督教的傳承

一 キリスト・イエス

二 聖 靈

三 教 會

二節 舊約聖書

一 舊約聖書と基督教會

二 舊約聖書の解釋

三節 ヘレニズム的秩序の理念

一 國家の秩序

二 人間の身體秩序

主要参考文献

J. B. Lightfoot, *The Apostolic Fathers*, 1891.

” *The Apostolic Fathers*, Part I, S. Clement of Rome, vol. I, I, 1890.

K. Lake, *The Apostolic Fathers*, vol. I (Loeb Classical Library), 1949.

A. v. Harnack, *Einführung in die alte Kirchengeschichte*, I, Clemensbrief, 1929.

” *Entstehung und Entwicklung der Kirchenverfassung und des Kirchenrechts in den zwei ersten Jahrhunderten (sogenannt. Verfassung und Recht der alten Kirche)*, 1910.

- R. Sohm, Kirchenrecht, I. (Systematisches Handbuch der deutschen Rechtswissenschaft, 1923), 1892.
 R. Knopf, Lehre der zwölf Apostel. Zwei Clemensbriefe (Handbuch zum Neuen Testament, Ergänzungs-Band. Die apostolischen Väter I), 1920.
 " Der erste Clemensbrief (Texte und Untersuchungen der alchristlichen Literatur, 20), 1901.
 F. Gerke, Die Stellung des ersten Clemensbriefes innerhalb der Entwicklung der alchristlichen Gemeindeverfassung und des Kirchenrechts (Texte und Untersuchungen der alchristlichen Literatur, 47), 1931.
 P. Meinhold, Geschehen und Deutung im ersten Clemensbrief (Z. K. G., 58), 1939.

〔凡 例〕

この論文で「長老」「監督」「執事」としているのは皆複数の意味で、単数の場合はその度毎に説明を加えておいた。

序 論

一、第一クレメンスの研究の意義。ゾーム (Rudolph Sohm) がその著「教會法」第一卷に於て第一クレメンスに於て原始教會制度の結末が、かくしてカトリシズムの發端が生じた事を述べ、更に彼の教會法や教會制度觀に對してハルナツクの反駁がなされて以來、この書簡の教會制度史上に於ける位置について種々の論議がなされた。⁽¹⁾

たしかに第一クレメンスの執筆の動機や内容からみて、この書簡は教會制度について獨特な見解を持つてゐる。吾々はこの意味でこの書簡にあらわれてゐる教會制度及び教會觀について考察し、更にこの書簡が原始教會制度史上にて如何なる位置に立つてゐるかを明かにしたいと思ふ。

二、前提。吾々は豫めこの課題を考察する上で一つの前提を立てておきたい。

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置 (1)

(1) 第一クレメンスはロマのクレメンスがロマ教會の名に於てコリント教會で起つた紛争に對して忠告し調停するためにしるされた書簡である。したがつてロマ教會の主張がこの書簡全般にあらわれており、ここからその背後にある當時の教會制度を見分ける事は非常に困難である。特に彼は現存の教會制度を擁護しようとする立場に立つているから兩者は絡み合わられてしまつて⁽²⁾いる。しかしその故に敢えて兩者を分離して吟味しなくても當時の教會制度を見抜く事が出来るとも云えまいか。

(2) この書簡がしるされた頃即ちドミチヤヌス帝の末期の諸教會の制度は必ずしも一定したものではないからロマとコリントとの間には教會制度の中に相違があるのではないかという疑問が生じる。しかし次のような點より兩者は同一であつたと前提されているのではないだろうか。

(一) ロマ教會はコリント教會に於ける紛争についてよく知つていた。^(四六・七、參照)これはその背後にある教會制度についての豫備知識が必要である。(二) ロマ教會が有効適切な忠告と處置をしるしている事、使者派遣の記述^(六三・三、參照)より、^(三)ロマ教會はコリント教會としたしく、その實情をかなり知つていたと思われる。(三) この書簡に「吾々は (σκληροί)」という語がよく用いられているが、これは共に基督教徒である事や親しさを示す他に、兩教會の制度が同一ではなかつたかという暗示を與える。(四) 原始教會では諸教會の制度は相違していたと一口に云つても使徒行傳、ヨハネ第三書、イグナチオス書簡、ポリュカルボス書簡から知られる限りではそれはエルサレムやシリア、小アジア諸地方に於てであつて、この假説が果してロマ、コリントの場合にもあてはまるかどうかは問題である。⁽⁴⁾かくして吾々は同一であつたとみて問題を考察してゆきた⁽⁵⁾。

(1) R. Sohm, Kirchenrecht, I, S. 157ff. 參照。メナッタの und Recht der alten Kirche, 1910 である。これらについては基督敎研究廿七卷一號に於てかなり詳細に紹介しておい

た。(この紹介は本論文との關聯に於てよんでいただければ幸いである)。猶その反響については F. Gerke, E. Foerster, K. Holl 等がその著作を残している。最近 R. Bultmann も彼等のとりあつかつた問題が猶解決されていまいと云つてこの問題にふれてゐる (Theologie des Neuen Testaments, § 51 in II, 1951; III, 1953)

(2) 第三章二節参照。

(3) ロマ教會の使者の中クラウディオス (Klaudios) ヴァレリオス (Valerios) はロマ教會に長く所屬していた人々であつたが、ポルトナト (Portonatos) が果してロマ教會員か (R.

Knopf) コリント教會員か (Lightfoot, しかしコリント前一六・一七の彼ではない) 明かではない。若しコリントなればクレメン스는彼よりコリント教會の事について直接きく事が出来たし、又ロマであつても六五・一で二人の使者と別にするされている事から既に何かの用でコリントに赴き、この教會事情を彼に知らせていたかも知れない。

(4) ハルナック (Einführung in die alte Kirchengeschichte, 1929, S. 88) シェルケ (ibid., SS. 16—17) も同じ見解に立つてゐる。

第一章 第一クレメンスの教會制度の根底

第一クレメンスの教會制度及びそれに對する見解に於て何かその基礎づけをなしているかを考察してみたく思う。

初代教會制度の發端をユダヤ教會堂の組織、或は異邦社會の諸制度に求めたり、又は基督敎信仰にもとずいて自ら發生したものともみるような諸々の見解がこれまでからあつた。典型的な異邦教會であるロマ、コリントの教會の場合はどうであらうか。第一クレメンスはこれらの教會が成立してからかなりの年限が経つて後にあらわれたのであるから、これによつて成立當初の事情を知る事はむづかしいが、兩教會の制度に關してかなり正確な事を知り得る最初の資料である限り、この問題の解決に對して大切な意味を持つにちがいない。又一應成立した教會がこの時代に於ては如何なる事柄を根底としてその制度を理解していたかを知ることがは無意味ではない。

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置 (I)

一節 基督教的傳承

ここでこの時代に於ける基督教會に於て信ぜられていた傳承を詳細にのべる事は出来ないが、その教會制度或は教會觀を生み出してゆく上で根底になつたものを考察しておきたいと思う。

一、キリスト・イエス⁽¹⁾

キリスト・イエスについて種々の表現が用いられてあるがこれを要約すれば次のようになるであらう。即ちキリストは神の救濟意志を自ら啓示した救い主であり今もなほキリストにある者にとつて助け主であるがそれと共にその道德的模範である。しかしこれ以上の教理的説明、例えば三一神、キリストのペルソナ(特に神性の問題)、贖罪についての説明はなされていぬ。それはしたがつて原始教會の生々とした信仰内容をかなり保存しているが又クレメンス或はロマ教會の實踐的傾向も反映している。それではこのようなキリスト理解が如何にその教會制度理解の上にあらわれているだろうか。

(1) 彼が教會の分裂と紛争に對して責めている記述の中に「吾々は一つの神、一つのキリスト、吾々に注がれた一つの恩恵の御靈を持たないのか？ 又キリストにある一つの召しがないのか？ 何故に吾々はキリストの肢を引崩し引裂き、吾々自身の體に對して紛争を起し、吾々が相互に肢である事を忘れる程そのような愚かな事に入つてゆくのか？」(四六・七)とある。ここでキリストが一つであり、キリストにある召しも一つである事^(參照)、及び基督教徒はキリストの肢たる事^(參照)がしるされ、それによつて教會が統一され、一致する事を主張している。ここにしるされてある神・キリスト・御靈(父・子・靈ではない)の表現形式^(參照)或はキリストの體とか肢という概念は原始教會以來の傳承である。(コリント前八・六、一二・一二、ローマ一・二・五、イグナチオス・マクネシア七、ヘルマスの牧者・書翰九・一三、一八等參照)

(2) キリストの群 (*coiuvrou tou Xristou*) という語は第一クレメンスでは四回用いられている (一六・二、四・三)。この語については後にくわしく述べるが、⁽²⁾ともかくここでキリストが教會を自らの群とし、自らをその所有主 (*keuatos*) とされている事、又特に四四・三では監督、執事に、五四・三、五七・二では長老に關係付けてしるされていることよりキリスト—群—聖職の關係が考えられる。

(3) 主イエスはクレメンスにとつて愛と謙遜と服従の模範 (*epoptwidos* 一七) であり、彼の愛の誠命に服従することは教會生活をなす基督教徒の負い目である (四九)。ここでのべられているキリストは單に歴史的な主イエスであり、

クレメンスが強調せんとする道德的義を實行した者達の一つの實例として舊約の聖徒達と共にならべられている。ただしその場合でもキリストが最初にのべられており、又その先在性や原始教會に於てメシヤ理解の鍵とされていたイザヤ書五三章が引用されていることよりみて、彼が舊約の聖徒と同一視されたとは云いがたい事は云う迄もない。

(4) クレメンスは主の言句を二回引用している (一三・一—マタイ七二、ルカ六・三六—三八、四六・七八—)。その引用形式は舊約聖書のそれとはちがつており、この事は主の言句が未だ正典的權威をもつものとしてみとめられていなかった事を示す。又その内容も (特に一三・一の場合) 必ずしも福音書の記述とは一致していないから、彼の記憶からしるしたか或は今日吾々の持つていない資料によつたかであろう。しかし乍らその故に主の言句が權威がなかつたとは云えないのであつて、むしろその故に當時の教會に於ては生きた誠命としてつねに注意され記憶されていたにちがいない (參照一)。かような意味に於て主の言は當時の教會にとつてその具體的な教會生活をなす上で一つの根底になつていたと思はれる。

二、聖靈

(1) クレメンスはこの書簡が神の御靈によつてしるされたこと (...*tois uo' hian retpaivetois dia tou agiou pneumatou* 一六・三) をコリント教會がみとめ、その忠告にしたがうことはロマ教會でなく神の御旨にしたがうこと (一五・六) したが

つてそれにそむくことは罪に陥ることになるとしている(一五九・一參照)。ロマ教會のみならず、コリント教會も亦神の御靈の注出をあらゆる意味に於てうけていた(二一六・六參照)。

いずれにしても第一クレメンズに於て一つの御靈がすべての基督教徒を結びつけるものであり、且各個教會の存在の根據となつてゐる事は明かだ、この意味に於て聖靈はその教會成立觀の根底となつてゐる。

(2)にも拘らず吾々は原始教會にみられた熱狂的な御靈の働きや御靈の賜物の所有者の存在意義をみる事は出来ない(コリント教會で紛争を起した少數者は御靈の賜物主義者であつた)⁽⁴⁾。むしろ御靈は使徒達をして神の國宣教の業へと向わしめたもの(三三・四二參照)監督、執事の職に就任するための前提條件(四三・四四參照)、或は教會倫理の基礎となつてゐる(三三・三八參照)。かようにして御靈は聖職、就中各個教會の聖職に結びついてゆき、或は秩序を重んずる御靈となり、結局教會制度を支える根底となつてゐる。コリント教會の御靈の賜物主義者に對して御靈の賜物を重じつつ、且きびしい忠告や宣告をなしてゐるのはその故であつた。

三、教會

(1)教會觀、第一クレメンズでは基督教徒や教會に對して種々の表現が用いられてゐる。

「神の教會 (ἐκκλησία τοῦ Θεοῦ)」(一五・四、一六・一、一七・一、一八・一、一九・一、二〇・一、二一・一、二二・一、二三・一、二四・一、二五・一、二六・一、二七・一、二八・一、二九・一、三〇・一、三一・一、三二・一、三三・一、三四・一、三五・一、三六・一、三七・一、三八・一、三九・一、四〇・一、四一・一、四二・一、四三・一、四四・一、四五・一、四六・一、四七・一、四八・一、四九・一、五〇・一、五一・一、五二・一、五三・一、五四・一、五五・一、五六・一、五七・一、五八・一、五九・一、六〇・一、六一・一、六二・一、六三・一、六四・一、六五・一、六六・一、六七・一、六八・一、六九・一、七〇・一、七一・一、七二・一、七三・一、七四・一、七五・一、七六・一、七七・一、七八・一、七九・一、八〇・一、八一・一、八二・一、八三・一、八四・一、八五・一、八六・一、八七・一、八八・一、八九・一、九〇・一、九一・一、九二・一、九三・一、九四・一、九五・一、九六・一、九七・一、九八・一、九九・一、一〇〇・一)、「神の羊の群 (πρόβατα τοῦ Θεοῦ)」(五九・一)

「キリストの群 (ποιμνὴν τοῦ Χριστοῦ)」(五九・三、六〇・三、六一・三、六二・三、六三・三、六四・三、六五・三、六六・三、六七・三、六八・三、六九・三、七〇・三、七一・三、七二・三、七三・三、七四・三、七五・三、七六・三、七七・三、七八・三、七九・三、八〇・三、八一・三、八二・三、八三・三、八四・三、八五・三、八六・三、八七・三、八八・三、八九・三、九〇・三、九一・三、九二・三、九三・三、九四・三、九五・三、九六・三、九七・三、九八・三、九九・三、一〇〇・三)

「數 (ἀριθμὸς)」(「選民の數」(二二・四、二五)、待望する者達の數(三五)、救われる者達の數(三八・一)、「兄弟達 (ἀδελφοί)」(三三・一、四・七)等。

「會衆 (παίθος)」(五九・一)、「同胞 (ιδεήγοις)」(四一・一)、「兄弟達 (ἀδελφοί)」(三三・一、四・七)等。

かような表現より、パウロ書簡、使徒行傳、ペテロ前書等に共通な原始教會の教會觀に關する表現様式が存続されて

いることは明かである。この事については又後にくわしくのべるがここでは簡単に次の事をあげておきたい。⁽⁵⁾

(一) 教會は神の教會、神の御旨により主イエスによつて召し出され潔められた存在である。この故にそれは神的なものである。しかし教會の先在性や永遠性のような思想^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)はまだみられない。

(二) しかし一方「民」とか「群」「會衆」という語の使用より教會は正に舊約の選民意識に密接に關聯し、更には新しいイストラエルとして舊約の證言の成就した存在、したがつてそれは一つの歴史的存在であること、或は一定の倫理的、制度的秩序を持つ存在である事が明かにされよう。

(三) 神の教會が主イエス・キリストによつて召されたものである以上^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、神がキリストに於てえらびたまはれた者達^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)の意識は彼にみられる。又「救われる者達の數」等という表現も、彼にはまだ豫定説は考えられていなかったから、これもやはり全體教會の意識から考えられるべきであろう。

しかし又他方各個教會も又神の御靈をうけキリストに屬する群として固有な神的意味と組織を持つている。エクレシヤという語は先ずロマとコリントの教會に^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、次には抽象的觀念上の事柄でも又建物という事でもなしに、各個教會に於ける具體的な基督教徒の會衆に^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、そして確固として由緒あるコリントの教會に^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)用いられているだけである。長老、監督、執事はかようにして存在していた各個教會にある聖職であつた。

(四) 二一六人に主たるキリストへの畏敬、教會指導者^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、年長者^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)、婦人、子供^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)の善導がすすめられている。ここでは教會倫理が自然的秩序と密接に結び付き、かくして教會制度は生きた倫理の下にみられている^(一・二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一、三二、三三、三四、三五、三六、三七、三八、三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、四八、四九、五〇、五一、五二、五三、五四、五五、五六、五七、五八、五九、六〇、六一、六二、六三、六四、六五、六六、六七、六八、六九、七〇、七一、七二、七三、七四、七五、七六、七七、七八、七九、八〇、八一、八二、八三、八四、八五、八六、八七、八八、八九、九〇、九一、九二、九三、九四、九五、九六、九七、九八、九九、一〇〇)。

(2) 使徒概念、更に第一クレメンズに於ける使徒の概念について考えてみよう。

第一クレメンズの原始教會制度史上の位置 (I)

(一)クレメンヌスが使徒達(十二人及びパウロ)に對して特殊な權威をみとめている事は次の記述より明かである。

「使徒達は吾々のために主イエス・キリストによつて福音を傳えられた。キリスト・イエスは神から遣わされた。かくしてキリストは神から、そして使徒達はキリストから。したがつて兩方の事柄はいずれも神の御意より秩序づけられていた」(四二・一)もとより使徒達の特殊な權威はクレメンヌスが新しく主張したのではなく既に原始教會の當初より考えられていた。例えばマタイが主イエスの言として「汝等(弟子)を受くる者は我(キリスト)を受くるなり。我を受くる者は我を遣わしたまひし者(神)を受くるなり」(マタイ一〇・二六參照)とつたえている。ここに既に神―キリスト―使徒の系列は考えられるわけで、主イエスは弟子達に絶大な權威を委託してしまふのである。又使徒パウロが自らの使徒的權威をキリストと神に特殊な仕方で基礎つけた事は明かである(ガラテヤ一)。その限りに於てはこれはクレメンヌスの獨特の見解とは云えないが、しかしかような表現を以て使徒達を啓示の歴史の中に組み入れたのは何んと云つても彼に始まるものと云えよう。

更に四七章ではパウロの書簡(コリント前一・一〇以下參照)にあるコリント教會の分派の事がのべられているが、ここでパウロ、ペテロだけが使徒としてアポロと明瞭に區別されている(四七・三一參照)。この事も使徒達の權威が他の傳道者牧師達から區別されていることを示す。

(二)かような使徒達の權威よりクレメンヌスは監督職(ἐπισκοπή)の權威を主張しようとする。即ち使徒達は地方教會に於て監督や執事を任命したのみならず、先見の明をキリストよりあたえられていて監督職任命に關して紛争が起ることを豫想し、その次の監督職任命の方法を設定しておいたというのである(四二・四、四四參照)このことの意味は後でのべるが、⁽⁶⁾ともかく、使徒の權威が監督職成立の根底をなしていることは明かである。

(三)使徒達が監督や執事を任命したりその方法を設定しておいたという記述はクレメンヌスの使徒概念や教會觀より生れ

たものであつて歴史的記録としてはうけとりがたい（特に後者の場合）。しかし彼は全く使徒達に關する歴史的事實を無視してその權威を所謂アプリアに主張したとも云いがたい。同じ四二章で彼等が主イエス・キリスト（歴史的）によつて神の國の福音を與えられ、又基督の復活や聖靈によつて大いなる確信にみたされて神の國到來の間近い事を宣敎した事をのべている（四二・三參照）。これはルカの上るした原始教會の當初の記述と類似しており案外歴史的記録としてみとめられていいであろう。又使徒達が地方教會で監督、執事を任命したことも、使徒パウロやバルナバ達が町々に長老を立てたという記述（使徒行傳一四・二三參照）、又長老と監督が所によつては同一であつたこと（使徒行傳二〇・一七、二八參照）よりみて連想し得る事柄である。のみならずクレメンスがペテロやパウロと何らかの個人的關係があつたことは想像されるし、⁽³⁾五一一六一にある彼等の殉敎の記述は或は彼の見聞にもとずいたとも考へられる。したがつてクレメンスの時代に於ては彼等の權威は二世紀後半の敎父達やシリア附近にあらわれた使徒達の行傳等の記述のように全くその歴史性が抽象される事なしに、みとめられていた。

- (1) 基督觀については有賀鐵太郎「クレメンス書簡に於けるキリスト」(基督敎研究十二卷三號)參照。
- (2) 第二章三節參照。
- (3) 聖靈と各個教會との結びつきについては第二章三節參照。
- (4) この少數の者達による紛争の事については第三章一節參照。
- (5) 第二章三節參照。
- (6) 第三章二節參照。
- (7) ロマのクレメンスと使徒ペテロやパウロとの關係についてはあらためて考察しなければならないがその年代場所の事から考へて全く無關係だつたと云い切る事も出来ない。ここでエイレナイオスの異端反駁論三・三・三、クレメンスの傳説(Clementina)、オリゲネスのヨハネ傳釋義六三・六が資料として問題にされるであろう。

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置 (I)

二節 舊約聖書

第一クレメンスは實に百二十回にわたつて舊約(OT)の證言を直接に或は記憶の形で自由に引用している。⁽¹⁾

一、舊約聖書と基督教會。そこで次のような事が注意されるべきであろう。

(一)彼は舊約それ自身を神の言として單的に或はむしろ素朴(素朴)にみとめている。したがつてそこに引用された言句がその書に屬するかとか、何時誰がしるしたかということは問題になつていない。したがつて今日では外典とされているものも正典と同様にとりあつかつている。^(二) (ソモンの智慧二・二四一三・四、同書一〇・七一―一、同書一・三二―二七・五、ユテト八一五五・四等) これはあながち彼の文献が七十人譯であつたということだけでは済まされぬものがある。

(二)舊約の神的權威の承認は基督教徒が神にえらばれた民イスラエルであるという意識に呼應している。このことは前にのべた「選民」「民」等の語の使用の實例、舊約のヤコブが「吾々の父祖」(四)とされていること、又義人達が基督教徒の倫理生活の模範として主イエスや使徒達と並べられていること^(七・五七、九一―八、一、)より明かである。

大體クレメンスに於てはパウロにみられたようなユダヤ教とのほげしい對立意識や基督教の新しい自覺がみられず、そのような事はあたかも自明の事であるかの如くみられている。舊約は彼にとつては直接基督教會に與えられた神の言であり、基督教會の信仰、倫理、更には出來事そのものも既にここでかたられており、基督教はその意味で舊約を包括するものとみられている。かくして舊約はよく基督教會の信仰と倫理の根底すけ、否むしろその確かさを保證する神的權威となつてゐる。したがつてそれが教會の聖禮典や制度に密接な關係を持つてゐるのは當然である。^(四一―二、出埃及二九二)

⁽²⁾ 八・三二六、六・一三―レビ四・三二九、四二、
五―イザヤ六〇・一七、四三―民數記略一七、

二、舊約聖書の解釋。第一クレメンスが如何に舊約をそのまま神の言としてみとめたにしても、そこには何らかの立

場或は方法がなければならぬ。彼が引用している舊約の内容から云つて大體次のような事が考えられる。

(一) 唯一にして創造主なる神には一つの世界秩序があり、その理念にもとづく宗教的、倫理的立場によつて舊約が解釋されている。(六・二七・七二・八三、三三・五・六、三四・六参照)

(二) キリストを證言するものとしての舊約解釋は一二二以下、一六一以下、一七二以下、二三五、三六三、五〇六七、等に見られなくはないが、それ等はむしろヘブル書、ロマ書等を参照したものであつたり、或は救主基督よりも模範者基督の證言として解せられ、いずれにしても積極的ではなし。

(三) 舊約の父祖、義人、預言者等が基督教倫理の模範(*urböser Mann*)として考えられ、したがつて倫理的な、更に舊約を媒介とすることによつて極めて宗教的、神的な立場による解釋が隨所にみられる。⁽³⁾

(四) 教會の出來事が舊約の證言の成就としてみられている。たとえばコリント教會に於ける若者達の年長者への反抗、彼等の嫉妬と悪意、騒動と紛争等は申命記三二・一五に於ける事柄が成就された(*ἐνετέλεσθη τὸ περιουσιένον* …)と二三五(三・一以下参照)、監督と執事については既にイザヤ六〇・一七に於ける事柄が成就されているとみるのである。そうなるに舊約の證言が基督教會の現實にかかわる限りに於て破棄されるのみが反つて成就、限定するようなことになつて来る。かような解釋にもとずいて彼の教會制度に關する考えは舊約によつて明かな神的基础づけを與えられている。

- (1) Harnack, *ibid.*, S. 66ff. 参照。
 (2) これらの章句については第二章二節、第三章二節参照。
 (3) かような解釋のため彼が舊約に多少の訂正を加えたのではないかと思われる個所がある(七六、一二二、三二三等参照)。

三節 ヘレニズム的秩序の理念

第一クレメンスの思想の根底になつてゐるものに以上の他に當時のヘレニズム就中ストア哲學の合理的倫理的イデア

第一クレメンスの原始教會制度史上の位置 (I)

基督教研究 第二十七卷 第四號

リズムがあり、これらは特に神の世界創造の秩序や教會倫理の中に反映している。しかし今ここでは教會制度に直接關係の深いことだけをあげておこう。

一、國家の秩序。三七―四に彼は國家の軍隊秩序が平等無差別というのではなく上下の階級的秩序がありそのいずれもがお互いに補い合っていることをのべ、かような上下の階級的秩序に教會制度もよるべきことをすすめている。又教會の指導者は「導く者 (ἡγούμενος, προϊστάμενος)」と云われているがそれは又國家の指導者の場合にも用いられている。

(一・三三・三二・二六 六三・一は教會に、
五・七七・三二・二六 五三・一は國家に)。

クレメンスはロマ國家の指導者を「吾々の指導者」(三二)と云ふ、ロマ帝國の秩序を神の國に於ける秩序と並行させており(六・一)、國家のために神に祈っている(五七以下)。ここより彼が國家に對して切實な關心と尊敬を持っていた事は疑えない。この事はあたかも第一クレメンスが狂暴なドミチヤヌス帝の迫害の直後にしるされたこと、同時代のヨハネ黙示録が國家に對してきびしい批判的態度を持っていたことと思ひ合わせるならばおどろくべき事柄である。

しかしクレメンスはここで必ずしもロマ帝國の權威に屈服してこれを模範とすべき事をすすめたのではない。このことは三七―四の軍隊秩序がかなり自治権を持っていたロマ屬州や東方社會の秩序を直接には指していることや五五以下に國民のために自らを犠牲にしたおそらギリシヤの多くの國王や指導者も又模範とすべきことをあげている事實から明かである。むしろこの事柄の背後には神が世界 (κόσμος) を創造し秩序づけたいまうという神觀が、ストア哲學の宇宙論に著しく着色されつつ存在しているのではないかと思われる。⁽¹⁾

二、人間の身體秩序。又クレメンスは人間の身體の有機的な構造が國家社會の秩序と同様に教會の上下の階級的秩序の基礎づけになり得ることをのべている(三七以下)。人間の身體の調和という事はヘレニズムの世界に於て古來よく用いたところであるが、彼は明かにパウロ書簡(ロマ一二・四―五、コリン)の所説にもとずいたものと思われる。⁽²⁾

しかしパウロが身體の比喩を以て意圖したのは教會員が相互に有機的協同體であるべきだと主張するより以上に、基督を首としその交わりの下に教會は存立するという彼の教會觀を表現するものであつた⁽²⁾。けれどもクレメンヌスでは基督とのそのような交わりより以上に、むしろ上下の階級的秩序がそこから考えられるべきであり、その適用は各個教會の制度或は倫理におしひろめられてゐる⁽⁴⁾。

- (1) クレメンヌ書簡に於ける政治觀の問題については Harnack, *ibid.*, SS. 86—87 に於けられてゐる。猶ついでに 1949, S. 62 ff.
- (2) H. Lietzmann. *An die Korinther I, II*, (H. N. T., 9) K. L. Schmidt. *ekchologia* (Kittel, Th. W. z. N. T., Bd. 3) 參照。
- (3) 參照。
- (4) この節の問題を關しては猶第三章三節參照。

〔附 註〕

以上吾々は彼の思想の分析をその教會制度についての見解と關聯させつつ瞥見して來た。しかしかような諸要素をふくむ彼の思想そのものは一體如何なる性格或は基調を持つのだらうか。これについてハルナックは *Eine sittliche Bewegung auf dem Grunde des mit höchstem Ernst und höchster Lebendigkeit empfundenen Monotheismus*, と云ふ、その原因に舊約聖書の權威をあげ (Harnack, *Einführung*, S. 58, 66) ニイタルンはひろく使徒死後の時代に於ては舊約聖書の *Nomosmotiv*、*ノモス* 的 *Erosmotiv*、*新約聖書* 的 *Agapemotiv* がみられるが、使徒教父達には *Nomosmotiv* が前面に浮ひ出づると云ふ (A. Nygren, *Agape und Eros*, II, 1937, S. 25 ff.)。ヤーンルクは使徒教父にみられる *Legalisierung und Moralisierung des Christentums* が世に救濟宗教 (*Erlösungsreligion*) としてあらわれた基督教自體の進る道であり、當時の人々の實際的な要請でもあつたとみる (R. Seeberg, *Dogmengeschichte*, I, 1920, S. 179 ff., 188 ff.)。

基督教研究 第二十七卷・第四號

たしかにこれらの學者が指摘するように第一クレメンスに於て誠命や秩序に對する倫理的關心がつよい事は事實である。しかしその故に彼の基督教はユダヤ教的律法主義、或は後期ストアの合理的道德主義と軌を一つにするものであるかどうか——吾々は猶當時のディアスポラのユダヤ教、ロマ世界の倫理思想を分析した上でそのような世界の中に生きた彼の基督教を再検討し、彼の基督教の本質への理解、又それにもとずく現實の諸問題への思考方法を批判しなければならぬ。これらを今後の課題とし今は問題の所在を記述するに止めておきたい。(第一章完)